

令和5年 第8回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 令和5年8月18日(金) 午後1時25分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち17名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち17名

1番	郡司嘉一委員	2番	陣野原進委員	3番	柳沼正郎委員
4番	猪狩徳孝委員	5番	三田勝一郎委員	6番	渡邊義輝委員
7番	渡邊慶幸委員	8番	白岩幸一委員	9番	安藤末男委員
10番	柳沼政一委員	12番	渡邊登喜男委員	13番	三浦善治委員
15番	大和田弘委員	16番	佐藤円治委員	17番	石井珠枝委員
18番	佐藤伸夫委員	19番	吉田修一委員		

①番	佐藤政一委員	②番	先崎和幸委員	③番	吉田典良委員
④番	荻野右近委員	⑥番	渡辺堅一委員	⑦番	吉田伸一委員
⑧番	松本洋一委員	⑨番	渡邊隆一委員	⑪番	和田春信委員
⑫番	橋本清隆委員	⑬番	箭内倉貴委員	⑭番	伊藤博之委員
⑮番	土屋福一委員	⑰番	箭内正彦委員	⑱番	松崎典男委員
⑲番	吉田清吉委員	⑳番	渡邊利正委員		

4. 欠席委員 11番 斎藤 実委員 14番 佐藤正之委員 ⑤番 坪井清花委員
⑩番 渡邊 元委員 ⑱番 石井利夫委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	松崎博志
総務係長	矢内敬
副主査	會田賢治

6. 書 記

副主査	會田賢治
-----	------

7. 議事録署名人

13番 三浦善治委員

15番 大和田弘委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第6号 田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第7号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第8号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 現況確認証明について

9. 会議の経過概要（開会 午後1時25分）

事務局	お疲れ様です。 それでは、始めさせていただきます。はじめに会長に挨拶させていただきます。
会長	皆様、改めましてこんにちは。本当に暑い日が続いていますが体の方は大丈夫でしょうか。今年は最高に暑い夏だと思っております。体に十分注意しながらやっていきたいと思っております。次期の農業委員、推進委員の推薦は順調に進んでいると事務局より聞いております。私たちの任期もあと6か月となり、これから秋に向けて重要な行事が続きます。皆さんと一緒に遂行し、立派な農業委員であったと言われるようにしたいと思っております。それでは、本日も慎重審議をよろしくお願いいたします。
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	本日、都合により欠席の届出がございました委員は、11番 斎藤 実委員、14番 佐藤正之委員であります。
議長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、17名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、ただ今より令和5年田村市農業委員会第8回総会を開会いたします。また、本日は全農地利用最適化推進委員の方々にご出席を依頼しておりましたが、⑤番 坪井清花推進委員、⑩番 渡邊 元推進委員、⑯番 石井利夫推進委員が欠席であります。 次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、13番 三浦善治委員、15番 大和田弘委員を指名いたします。ただいまから議案審議に入ります。 本日の議案は、 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 7件 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 1件 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分） 1件 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 3件 議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） 3件

	<p>議案第6号 田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について 1件</p> <p>議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について 2件</p> <p>議案第8号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について 2件</p> <p>議案第9号 現況確認証明について 2件</p> <p>以上22件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p> <p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から7番について、議案書朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。</p> <p>整理番号1番について1番 郡司嘉一委員ご報告をお願い致します。</p>
1番委員	<p>1番郡司です。整理番号1番についてご報告します。15日に譲渡人・譲受人宅へ伺いました。譲渡人、譲受人は親子関係であり、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番から5番について、10番 柳沼政一委員ご報告をお願い致します。</p>
10番委員	<p>10番柳沼です。整理番号2番から5番についてご報告します。10日の午後に渡邊利正推進委員と松崎局長の3名で確認をしてまいりました。それぞれの譲渡人、譲受人は渡邊利正推進委員にお任せしますとのことでした。現地は管理がされていて、草も生えてはいるが農地としても何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号6番から7番について、ご報告をいただくこととしていた11番 斎藤 実委員が欠席であり、代わって⑬番 箭内倉貴推進委員報告をお願い致します。</p>

⑬番委員	<p>⑬番筋内です。整理番号6番、7番についてご報告します。平成5年に基盤整備を行った際に、家庭の事情で名義変更が出来なかったことより、今回、名義変更することでの申請となりました。各譲渡人、譲受人の両名とも農業経営はしっかりされているとのことでしたので、何ら問題ないと確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番から7番までについて事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」は、原案の通り許可する事に決定いたします。 以上をもちまして議案第1号は終了します。 次に議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 整理番号1番について9番 安藤末男委員ご報告をお願い致します。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号1番についてご報告します。10日に渡辺行政書士と和田春信推進委員の3名で確認をしてまいりました。現地につきましては、近隣はほぼ住宅地で、農地は申請地が最後の農地であるため周りの農地への影響はないものとし、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番について、事務局の説明及び調査結果につ</p>

	<p>いての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」については、原案の通り許可する事に決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第2号は終了します。</p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題と致します。整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。</p> <p>整理番号1番についてご報告をいただくこととしていた14番 佐藤正之委員が欠席であり、事前に事務局に調査結果の報告がありましたので、代わって⑰番 箭内正彦推進委員報告をお願い致します。</p>
⑰番委員	<p>⑰番箭内です。整理番号1番についてご報告します。10日の午後に株式会社ARCAの山崎さんに話を伺い、現地も確認をしてみました。内容の通り、現地は手つかずの状態です。前回のままの状況を確認しましたので、ご報告とさせていただきます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議</p>

	<p>ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」は、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第3号は終了します。</p> <p>次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題とします。整理番号1番から3番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から3番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。ただいま説明しました事項につきまして、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。整理番号1番について、7番 渡邊慶幸委員ご報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>7番渡邊です。整理番号1番についてご報告します。10日の午後に設定人と小野寺行政書士と渡邊隆一推進委員の4名で現地確認をしまいいりました。設定人と被設定人は親子関係であり何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番から3番について9番 安藤末男委員ご報告をお願い致します。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号2番から3番についてご報告します。2番の案件につきましては、11日の午後に譲渡人のお孫さんと和田春信推進員の3名で現地確認をしまいいりました。現地は埋め立てした所で作付けもしておらず、周りの農地への影響はないものと確認してまいりました。</p> <p>3番の案件につきましては、10日の午後に渡辺行政書士と和田春信推進員の3名で現地確認をしまいいりました。川と川の間には農地がありますが、農地を譲り宅地にするということで、周りの農地には影響はないものと確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第4号は終了いたします。</p> <p>次に議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。ただいま説明しました事項につきまして、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。整理番号1番について、4番 猪狩徳孝委員ご報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>4番猪狩です。整理番号1番についてご報告します。16日の午後に白石行政書士と坪井清花推進委員の3名で現地確認をまいりました。譲渡人は、以前に畜産業を営んでおりましたが現在は廃業されています。現地は牛舎の間にある畑が申請地で、牛舎は取り壊す予定とのこと。農地も宅地に囲まれており、農地等と干渉はしていないため何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番から3番について6番 渡邊義輝委員ご報告をお願い致します。</p>
6番委員	<p>6番渡邊です。昨日の午後に松本洋一推進委員と委任者である株式会社ブルームイノベーションの関根さんの3名で現地確認をまいりました。2番につきましては、隣に田んぼがあり、現在も耕作しています。申請地は田んぼの隣ですが、段差があるため太陽光パネルを設置しても何ら問題ないと判断してまいりました。3番につきましては、周りに農地はなく、何ら問題ないものと判断してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第5号は終了いたします。</p> <p>次に議案第6号「田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題と致します。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第6号「田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして第6号議案は終了いたします。</p> <p>次に議案第7号「福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題と致します。</p> <p>本案件は、利用権の設定が農地中間管理事業による一括方式であり、計画全体で審議する必要があります。従いまして、本案件に関係している5番 三田勝一郎委員については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当するため退席を求めたいと思いますがご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>5番 三田勝一郎委員の退席を求めます。暫時休議いたします。</p>

	<p>～ 三田勝一郎委員 退席 ～</p>
議長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第7号について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。議 それでは、簡易採決により案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませぬか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第7号「福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。以上をもちまして第7号は終了いたします。 議案第7号の審議を終了いたしましたので、5番 三田勝一郎委員の入場を許可します。 ここで暫時休議いたします。</p>
	<p>～ 三田勝一郎委員 入室 ～</p>
議長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。5番 三田勝一郎委員にご報告いたします。議案第7号の促進計画（案）について、「異議なし」と意見決定いたしましたのでご報告いたします。 次に、「議案第8号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第8号について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第8号「旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして第8号議案は終了いたします。 次に、「議案第9号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第9号について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第9号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第9号「現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして第9号議案は終了いたします。</p> <p>これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。慎重審議を賜りありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和5年第8回田村市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 14:20</p>

令和5年8月18日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人